

銚子市住宅リフォーム補助金交付要綱

令和5年3月31日

銚子市告示第22号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内において住宅のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内で住宅リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の生活環境の向上及び定住化を促進するとともに、地域経済の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専ら人の居住の用に供する家屋（区分所有に係る建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）又はその一部を人の居住の用に供する家屋（家屋のうち、人の居住の用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が2分の1以上である家屋に限る。）をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に掲げる浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされるものを含む。）をいう。
- (3) くみ取便所 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便所（簡易水洗便所（泡や少量の水を利用してし尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便所をいう。）を含む。）をいう。
- (4) リフォーム工事 住宅の機能の維持又は向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替のために行われる工事（別表の対象の項及び一部対象の項に掲げる工事（同表の対象外の項に掲げる工事を除く。）に限る。）をいう。

- (5) 下水道接続工事 公共下水道に接続する工事及びこれに付随して行う排水設備工事をいう。
- (6) 市内施工業者 リフォーム工事を施工する事業者のうち、本市の区域内に本店又は主たる事務所が所在する法人及び本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている個人をいう。
- (7) 市税等 地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第14号に規定する地方団体の徴収金であって、市が徴収するもの並びに銚子市下水道条例（昭和58年銚子市条例第12号）第14条に規定する使用料並びに銚子市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和58年銚子市条例第13号）第5条第1項に規定する受益者負担金及び同条例第6条第1項に規定する分担金をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（次条において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) この要綱に基づく補助金の交付の決定があった日から継続して、補助対象住宅（次条第1項の規定により補助金の交付の対象となる住宅をいう。以下同じ。）に10年以上居住する意思があること。
- (3) 補助対象住宅において、市内施工業者による20万円以上の費用を要するリフォーム工事を実施すること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

（補助対象住宅等）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する住宅とする。

- (1) 本市の区域内に所在すること。
- (2) 補助対象者の居住の用に供するもの（補助対象者の別荘の用に供するものを除

く。)であること。

(3) 補助対象者又はその2親等以内の親族が所有していること。

(4) 補助対象者以外の者が当該住宅を所有している場合にあっては、当該所有者が市税等を滞納していないこと。

(5) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に掲げる処理区域において、下水道接続工事が完了していること又は銚子市下水道条例第7条に規定する下水道事業管理者の確認を受けていること。

(6) 賃貸住宅の用に供するものでないこと。

2 補助金の交付は、一の補助対象住宅につき1回限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるリフォーム工事に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、浄化槽を廃止し、下水道接続工事を行う場合にあっては3万円を、くみ取便所を廃止し、下水道接続工事を行う場合にあっては5万円を、それぞれ加算するものとする。

(1) 20万円以上50万円未満の場合 2万円

(2) 50万円以上100万円未満の場合 5万円

(3) 100万円以上の場合 10万円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム工事を実施する前に、住宅リフォーム補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住民票の写し

(2) 誓約書（別記様式第2号）

(3) 申請者が市税等を滞納していないことを証する書類

- (4) 住宅の登記事項証明書その他の住宅の所有者が確認できる書類
- (5) 申請者が当該住宅の所有者以外の者である場合にあっては、申請者と当該所有者との親族関係が確認できる書類及び当該所有者が市税等を滞納していないことを証する書類
- (6) 下水道法第2条第8号に掲げる処理区域内にあっては、下水道接続工事が完了していること又は下水道事業管理者の確認を受けていることを証する書類
- (7) 住宅の位置図
- (8) リフォーム工事実施前の工事箇所の写真
- (9) リフォーム工事に要する費用の見積書の写し
- (10) リフォーム工事の内容を明らかにする図面
- (11) リフォーム工事について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により同項の建築主事の確認が必要となる場合にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者が個人情報確認同意書（別記様式第3号）を市長に提出したときは、同項第1号、第3号及び第6号に掲げる書類の提出を省略することができる。

3 前項に定めるもののほか、申請者が当該住宅の所有者以外の場合にあっては、当該所有者の同意を得た上で個人情報確認同意書を提出したときは、次の各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 申請者と当該住宅の所有者との親族関係が確認できる書類（申請者と当該所有者が同一世帯の場合に限る。）
- (2) 当該住宅の所有者が市税等を滞納していないことを証する書類
（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに補助金の交付の可

否を決定し、住宅リフォーム補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（リフォーム工事の完了期限）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「受給者」という。）は、リフォーム工事を交付決定のあった日の属する年度の1月末日までに完了しなければならない。

（変更申請等）

第9条 受給者は、交付決定に係る申請の内容を変更しようとするときは、住宅リフォーム補助金交付申請内容変更承認申請書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める書類は、省略することができる。

(1) 変更の内容を明らかにする書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、住宅リフォーム補助金交付申請内容変更承認（却下）決定通知書（別記様式第6号）により受給者に通知するものとする。

3 受給者は、リフォーム工事を中止したときは、速やかに住宅リフォーム工事中止届出書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 受給者は、リフォーム工事が完了したときは、速やかに住宅リフォーム工事実績報告書（別記様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める書類は、省略することができる。

(1) リフォーム工事に係る契約書又は請書の写し

(2) リフォーム工事に要する費用の領収書の写し

- (3) リフォーム工事実施後の工事箇所の写真
- (4) 第6条第1項第6号の規定により下水道事業管理者の確認を受けていることを証する書類を提出した場合にあっては、下水道事業管理者から受領した排水設備等の設置が完了していることを証する書類
- (5) 第6条第1項第11号に規定する場合にあっては、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅リフォーム補助金額確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた受給者は、補助金の交付を請求しようとするときは、住宅リフォーム補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定のあった日から10年を経過する前に居住を解消し、又は補助対象住宅を自己の居住以外の用途に使用したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合を除く。
- (3) 第9条第2項の規定による承認をした場合において、必要と認めるとき。
- (4) 第9条第3項の規定による届出があったとき。
- (5) リフォーム工事が交付決定のあった日の属する年度の1月末日までに完了しな

いとき。

(6) 偽りその他不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(7) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更したときは、住宅リフォーム補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第 1 1 号）により交付決定者に通知するものとする。

（返還）

第 1 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更した場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に別に定めるところにより交付された住宅リフォームに係る補助金については、この告示の相当規定により交付されたものとみなす。

別表（第 2 条第 4 号関係）

区分	工事等の内容
対象	既存住宅の増築工事及び一部改築工事
	浴室、台所、洗面室又はトイレの改修工事

	給排水衛生設備工事、給湯設備工事（高効率給湯器設備工事は除く。）、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事（他のリフォーム工事に伴う撤去、設置、移設、修理、取替え及び新設並び
	に住宅の外部における配管工事及び配線工事を含む。）
	屋根のふき替え、塗装工事及び防水工事（屋根回りの修理を含む。）
	外壁の張り替え及び塗装工事（外壁回りの修理を含む。）
	間仕切りの変更工事
	床、内壁又は天井の張り替え及び塗装工事その他の内装工事（床暖房工事を含む。）
	床、外壁、窓、天井又は屋根の断熱工事
	ふすま紙及び障子紙の張り替え並びに畳の取替え（表替え及び裏返しを含む。）
	雨どい等の取替え及び修理
	建具又は開口部の取替え及び新設工事
	造作家具工事（大工工事が伴うものに限る。）
	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張、エレベーターの設置その他これらに類する工事をいう。）（市が実施する他の助成制度を利用する場合を除く。）
	雨水浸透ますの設置工事
	雨水タンク設備の設置工事
	下水道接続工事（全ての雑排水を公共下水道に接続する場合に限り、市が実施する他の助成制度を利用する場合を除く。）
	合併処理浄化槽工事（市が実施する他の助成制度を利用する場合を

	除く。)
一部対象	既存住宅の解体工事（他のリフォーム工事に伴う場合を含み、解体工事を単独で行う場合を除く。）
対象外	店舗、工場、事務所、車庫、物置、倉庫その他の住宅以外の部分の工事
	門扉、ブロック塀、舗装等の外構工事
	植栽、せん定等の植栽工事
	太陽光発電システム設置工事
	防犯ライト又は防犯カメラの設置工事
	カーテン、ブラインド等の取替え及び設置工事
	電話、インターネット又はテレビアンテナの設置工事及び配線工事 （他のリフォーム工事に伴う部分の配線工事を除く。）
	エアコン、その他の電化製品、暖房器具又は家具の購入及び設置工事
	消防用設備又は防災用品の購入及び設置工事（火災報知機及びガス漏れ警報器を含む。）
	シロアリ駆除その他の防虫又は消毒を目的とした薬剤の散布及び塗布
	ハウスクリーニング及び排水管等の清掃
	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
	住宅エコポイントを取得する工事
	その他市が実施する他の助成制度を利用する工事